

ワンストップ特例申請書の記入について

寄附された翌年の1月10日（必着）までに必ずご提出ください。期日を過ぎた場合は寄附者様ご自身で確定申告していただく必要がございますのでご注意ください。なお、お申し込みごとに申請書の提出が必要ですが、添付書類は1部ご用意ください。

令和 年 月 日	整理番号
住所 <small>※本市では下記住所に記載の自治体にワンストップ特例申請を行います。</small>	フリガナ
氏名	個人番号
	生年月日
電話番号	明大昭 平令

こちらに個人番号(マイナンバー)を誤りなく、ご記入ください。

記入されている住所と今回添付する確認書類の住所が一致しているか確認してください

※住民票に記載されている住所となりますのでご確認ください。

※記載内容で訂正がある場合は、お手数ですが二重線で消したうえで、ご訂正をお願いいたします。

2. 甲告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。
(1) 特例控除対象寄附金を支払う年の半年分の所得税(第120条第1項の規定による申告書提出義務がない年又は同法第121条(第1項ただし書を除く。))の規定の適用を受ける者
(2) 特例控除対象寄附金を支払う年の翌年の4月1日の属する年度の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る特別命償減除の特例を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含む申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長が5以下であると見込まれる者であります。

①は、ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外に所得税や住民税の確定申告を行う必要がない場合、チェックを入れてください。

②は、寄附する市町村数が、年間で5市町村以下であると見込まれる場合、チェックを入れてください。(6市町村以上になると確定申告が必要になります。)

添付書類について

平成29年1月1日からのふるさと納税として、ご寄附をいただいた方の中で、ワンストップ特例制度を利用される方については、申請書に個人番号(マイナンバー)の記入と本人確認書類の添付が必要になります。

※個人番号(マイナンバー)の記入ミスや、本人確認書類が添付されていない場合は、ワンストップ特例制度をご利用いただけませんのでご注意ください。

住所・氏名がすべて一致している確認書類を添付してください。

※有効期限の記載があるものは期限内のもの

※住民票は寄附年月日(申請書記載)を含む1年以内の発行日が記載されているもの
確認書類について、下記3パターンのうち、いずれかの書類をご用意ください。

コピーした書類は切り取って申請書に貼り付けてください。

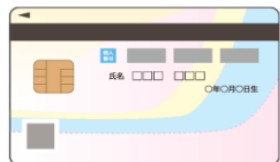
A マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカード(写し)

(表面)



(裏面)



※マイナンバー通知カードのことでありません。顔写真付きのものを提出してください。
※住民票の住所が記載されているか確認のうえ、提出してください。

B 公的機関発行の写真付き本人確認書類をお持ちの方

「公的機関発行の写真付き本人確認書類」に該当するものは以下の通りです。写しを提出してください。

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・住民基本台帳カード
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・運転経歴証明書



※確認書類は必ず住民票の住所がわかるものを提出してください。
※各資料の裏面に住所変更の追記がある場合は、必ず追記部分のコピーも提出してください。



C 公的機関発行の写真付き本人確認書類をお持ちでない方

氏名、生年月日、住民票の住所がわかる公的機関が発行した書類2点以上の写し。

- ・健康保険証
- ・国民年金手帳
- ・印鑑登録証明書
- ・各種納税証明書
- ・公共料金の領収書
- ・源泉徴収票
- など



※確認書類は必ず住民票の住所がわかるものを提出してください。
※各資料の裏面に住所変更の追記がある場合は、必ず追記部分のコピーも提出してください。



マイナンバー通知カード(写し)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し)



※通知カードの裏面に住所変更の追記がある場合は、必ず追記部分のコピーも提出してください。

ワンストップ特例申請書の提出後に、住所・氏名などが変更になった場合は、**変更届の提出が必要**です。必要書類等を送付いたします。また、当市HPからもダウンロードできます。

